住所　兵庫県姫路市北条１丁目48番地９
林道輝　昭和56年６月26日生
林亜友美　平成２年５月27日生
住所　横浜市中区曙町５丁目69番地３
髙艶　昭和50年７月25日生
住所　横浜市港北区新横浜３丁目21番地９
阮美香　昭和56年12月28日生
住所　横浜市神奈川区神大寺４丁目７番45号
許潔穎　昭和40年５月５日生
住所　横浜市磯子区洋光台６丁目28番６号
ロイ・コウイチ・アカガワ　昭和34年６月９日生
住所　横浜市緑区三保町1984番地
崔清綽　昭和53年８月５日生
住所　千葉県山武郡大網白里町みどりが丘４丁目46番地15
シーヌアン・ティプムアンマ　昭和44年３月13日生
住所　広島市中区吉島西２丁目３番９号
サイフル・イスラム　昭和38年９月30日生
ファルハナ・カーナム　昭和51年３月７日生
シャラ・アンジューム　平成９年９月17日生
住所　兵庫県西宮市古川町３番４―605号
文達也　昭和59年10月４日生
住所　大阪府三島郡島本町若山台１丁目５番12―401号
高嶺　昭和19年７月16日生
住所　大阪市生野区中川６丁目11番１号
李明美　昭和56年２月23日生
李光浩　昭和57年６月22日生
李吉浩　昭和60年９月11日生
住所　千葉県市川市八幡４丁目17番33―302号
朴泰秀　昭和33年10月５日生
高信榮　昭和38年10月15日生
朴將寿　平成８年５月８日生
住所　千葉市中央区稲荷町３丁目16番16号
南勝秀　昭和46年４月７日生
住所　埼玉県越谷市大字花田713番地
李明月　昭和44年４月21日生
住所　千葉県市川市曽谷５丁目20番Ｂ―302号
ヘイセル・アン・マグノ・ラウレンショウ　平成元年９月26日生
住所　愛知県碧南市千福町５丁目１番地
レナード・ペレラ・ムダリゲ　昭和43年12月11日生

○外務省告示第百十五号

平成二十三年三月十五日にプノンペンで、地方州都における配水管改修及び拡張計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　地方州都における配水管改修及び拡張計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　二十七億六千万円
3　贈与の供与期限　平成二十七年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　黒木雅文在カンボジア大使
カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣

平成二十三年三月三十日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百十六号

平成二十三年三月十五日にプノンペンで、第三次プノンペン市洪水防御・排水改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第三次プノンペン市洪水防御・排水改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　三十七億円
3　贈与の供与期限　平成二十九年五月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　黒木雅文在カンボジア大使
カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣

平成二十三年三月三十日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百十七号

平成二十三年三月十五日にプノンペンで、第六次地雷除去活動機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第六次地雷除去活動機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十二億九千八百万円
3　贈与の供与期限　平成二十六年六月三十日まで
4　署名者
日　本　側　黒木雅文在カンボジア大使
カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣

平成二十三年三月三十日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百十八号

次の旅券は、旅券法第十九条第１項の規定により、平成二十三年三月十六日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第１項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

平成二十三年三月三十日

外務大臣　松本　剛明

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成23年３月16日	2001年９月７日	TG0718972

○文化庁告示第三十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第１項及び第百七十二条第１項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、第百十三条第三項及び第百七十二条第三項により告示する。

平成二十三年三月三十日

文化庁長官　近藤　誠一

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
村上城跡	平成五年文部省告示第七十七号、平成十四年文部科学省告示第四十三号及び平成十四年文部科学省告示第二百九号	村上市（新潟県）

○農林水産省告示第六百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第１項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡相良村大字川辺字鷹屋二ツ山七二七１
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び相良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第１項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡多良木町大字槻木字不戸薮六二四の一
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。）